みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱

　　　　(平成26告示28・全改)

平成19年3月28日

告示第31号

　(趣旨)

第1条　この告示は、有害鳥獣による生活環境、農作物等の被害の防止を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　(補助対象者)

第2条　補助金の交付対象となる者は、市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者であって、その者が市内において所有権その他の権利を有する農地、山林、宅地等につき、有害鳥獣による被害を受け、又は被害を受ける恐れがあるものとする。

　(1)　市内に住所を有する者

(2)　市内に土地を所有する者

(3)　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

(4)　前3号に掲げるものほか、市長が必要と認めた者

　(補助対象事業の区分等)

第3条　有害鳥獣による被害の軽減及び防護に対する事業(以下「有害鳥獣対策事業」という。)の区分及び補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

　(1)　侵入防止事業　防護柵、電気柵、防護ネット等の侵入防止器材の購入に要する経費

　(2)　追払事業　音玉、花火、電動ガン等の追払器材の購入に要する経費

2　補助金の額は、当該補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)以内とする。ただし、当該補助金の額は、75,000円を限度とする。

　(交付申請)

第4条　補助金の交付を受けようとする者は、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同一申請者が行うことのできる申請は、当該補助金を申請した年度内に１回を限度とする。

(1)　事業実施予定場所の位置図

(2)　その他市長が必要と認める書類

　(交付の決定)

第5条　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

　(事業の変更)

第6条　補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をしようとするときは、補助事業に係る補助対象経費の額を当該額の20パーセント未満の範囲内で増減が生じる場合を除き、速やかにみどり市有害鳥獣対策事業費補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による補助事業の変更申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金変更決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

　(事業の中止)

第7条　補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金中止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

　(実績報告)

第8条　補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれかの早い日までにみどり市有害鳥獣対策事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1)　支出を証明する書類の写し

(2)　事業実施場所の位置図

(3)　事業実施状況が確認できる写真

(4)　その他市長が必要と認める書類

　(補助金額の確定)

第9条　市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、交付決定(変更の承認を受けたものを含む。)の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

　(補則)

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この告示は、平成19年4月1日より施行する。

2　この告示の施行の際、現に制定前の規定によった手続きその他の行為は、この告示の規定による手続き等とみなす。

附　則(平成21年10月30日告示第222号)

この告示は、平成21年10月30日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

　　　附　則(平成26年3月27日告示第28号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(規格　A4)(第4条関係)

年　　月　　日

みどり市長　　　　　　宛

(住所又は主たる事業所の所在地)

(氏名又は代表者の氏名)

　　　　　　　　　　　　　　印

(電話番号)

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付申請書

　みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 | |
| 実施場所 |  | |
| 実施内容 |  | |
| 事業実施予定期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで | |
| 総事業費 | 金　　　　　円 | |
| 交付申請額 | 金　　　　　円 | |
| 事業経費 | 購入器材 | 予算額(円) |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |
| 事業実施理由 | (被害状況や被害の恐れの有無についてなるべく具体的に記入してください。) | |
| 添付書類 | □事業実施予定場所の位置図  □その他市長が必要と認めた書類 | |
| 固定資産情報等の調査閲覧同意欄  私は、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金に必要な事項として「固定資産情報の閲覧」、「納税情報の閲覧」及び「住民記録の閲覧」について、市長が調査閲覧することに同意します。  年　　月　　日  氏名　　　　　　　　　印 | | |

様式第2号(規格　A4)(第5条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

みどり市長　　　　　　　　　印

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のありました補助事業について、次のとおり交付を決定いたしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 |
| 総事業費 | 金　　　　　円 |
| 交付決定額 | 金　　　　　円 |
| 備考 | ・補助事業の内容の変更又は中止により、補助金額20パーセント以上の変更が生じた場合は、速やかに補助金変更申請書又は補助金中止届出書を提出してください  ・補助事業の完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれかの早い日までに必ず実績報告書を提出してください。  ・みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。 |

様式第3号(規格　A4)(第6条関係)

年　　月　　日

みどり市長　　　　　　宛

(住所又は主たる事業所の所在地)

(氏名又は代表者の氏名)

　　　　　　　　　　　　　　印

(電話番号)

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金変更申請書

　　　　　年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた事業について、内容を変更したいので、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 変更前 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 | | |
| 変更後 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 | | |
| 実施場所 | 変更前 |  | | |
| 変更後 |  | | |
| 実施内容 | 変更前 |  | | |
| 変更後 |  | | |
| 変更の理由 |  | | | |
| 総事業費 | 変更前 | 金　　　　　円 | | |
| 変更後 | 金　　　　　円 | | |
| 交付申請額 | 変更前 | 金　　　　　円 | | |
| 変更後 | 金　　　　　円 | | |
| 事業経費 | 購入器材 | | 当初予算額(円) | 変更予算額(円) |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 計 | |  |  |
| 備考 |  | | | |

様式第4号(規格　A4)(第6条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

みどり市長　　　　　　　　　印

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金変更決定通知書

年　　月　　日付で変更申請のありました補助事業について、次のとおり変更することに決定いたしましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 | |
| 総事業費 | 変更前 | 金　　　　　円 |
| 変更後 | 金　　　　　円 |
| 交付決定額 | 変更前 | 金　　　　　円 |
| 変更後 | 金　　　　　円 |
| 備考 | ・補助事業の内容の変更又は中止により、補助金額20パーセント以上の変更が生じた場合は、速やかに補助金変更申請書又は補助金中止届出書を提出してください  ・補助事業の完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれかの早い日までに必ず実績報告書を提出してください。  ・みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。 | |

様式第5号(規格　A4)(第7条関係)

年　　月　　日

みどり市長　　　　　　宛

(住所又は主たる事業所の所在地)

(氏名又は代表者の氏名)

　　　　　　　　　　　　　　印

(電話番号)

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金中止届出書

　　　　　　年　　月　　日付で交付決定を受けた事業について、次の理由により中止したいので、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 |
| 実施場所 |  |
| 実施内容 |  |
| 中止の理由 |  |
| 総事業費 | 金　　　　　円 |
| 交付決定額 | 金　　　　　円 |
| 備考 |  |

様式第6号(規格　A4)(第8条関係)

年　　月　　日

みどり市長　　　　　　宛

(住所又は主たる事業所の所在地)

(氏名又は代表者の氏名)

　　　　　　　　　　　　　　印(電話番号)

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 | | | |
| 実施場所 |  | | | |
| 実施内容 |  | | | |
| 事業完了年月日 | 年　　月　　日 | | | |
| 総事業費 | 金　　　　　円 | | | |
| 交付決定額 | 金　　　　　円 | | | |
| 事業経費 | 項目 | 予算額(円) | 決算額(円) | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
| 計 |  |  | |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・信金・信組  　　　　　農協・労金 | | 本店  支店 |
| 口座番号 | 普通・当座　　№ | | |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |
| 添付書類 | □支出を証明する書類の写し(領収書等の写し)  □事業実施場所の位置図  □事業実施状況が確認できる写真(侵入防止事業については、実施場所における侵入防止器材の設置前、設置後の写真。追払事業については、購入した追払器材の写真) | | | |

様式第7号(規格　A4)(第9条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

みどり市長　　　　　　　　　印

みどり市有害鳥獣対策事業費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金の額が確定いたしましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | □侵入防止事業　　　　　　□追払事業 |
| 総事業費 | 金　　　　　円 |
| 交付決定額 | 金　　　　　円 |
| 備考 | 年　　月　　日に指定された口座へ振り込む予定です。 |